

平成21年7月28日

きょうの東京地裁判決について

平成18年11月、NHKとして初めて実施した支払督促の申立てに対する異議訴訟2件について、東京地方裁判所で併合審理されておりましたが、本日、両被告に対し、放送受信料全額の支払いを命ずる判決が出されました。

支払督促の異議訴訟については、これまで簡易裁判所においてNHKの請求を認容する判決が出されていますが、地方裁判所においては今回が初の判決となります。

【NHKコメント】

NHKの主張が、憲法、放送法、民法、消費者契約法の各論点で、全面的に正当と認められた適切な判決であると受け止めています。今後も受信料の公平負担の徹底のために、支払督促制度を活用してまいります。

【今回の異議訴訟の経緯】

- ・ 平成18年11月29日、NHKとして初めて、東京簡裁へ33件の放送受信料の支払督促の申立てを行いました。今回の訴訟は、その中で異議申立てを行った方3名の異議訴訟として始まりました。
- ・ そして、この3名の代理人（弁護士）から、これらの訴訟を併合するよう裁判所に請求があり、東京地裁において3件が併合審理されることとなりました。
- ・ その後、このうちの1名の方が受信料を全額支払ったため、残る2件の併合訴訟となり、本日の判決に至りました。